（その１）

収支報告書

会計	繰越	検算	転記		
⑦	⑦	藤	ウ ミ	○	○

令和7年分
（　　開催分）

（ふりがな）　えりこうえんかい

1 政治団体の名称　えり後援会

2 主たる事務所の所在地　千代田区永田町2-2-1
衆議院第一議員会館1122号室

3 代表者の氏名　英利　アリフェヤー

4 会計責任者の氏名　荒川　一郎

事務担当者の氏名
三宅　賢太郎
（電話）03-3508-7436
（電話）
（電話）

受付
8.8.14
収支公開室
第　号

政治団体の区分

- ☐ 政党
- ☐ 政党の支部
- ☐ 政治資金団体
- ☐ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
- ☑ その他の政治団体
- ☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分

- ☑ ２以上の都道府県の区域等
- ☐ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

- ☑ 有
- ☐ 無

公職の種類（現職・候補者の別）　衆議院議員（現職）

資金管理団体の届出をした者の氏名　英利　アリフェヤー

国会議員関係政治団体の区分

- ☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
- ☑ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体
- ☐ 政治資金規正法第19条の７第１項第３号に係る国会議員関係政治団体
- ☐ 政治資金規正法第19条の16の３第１項の規定により国会議員関係政治団体とみなされる政治団体

公職の候補者の氏名等　英利　アリフェヤー

公職の種類等（現職・候補者の別）　衆議院議員（現職）

公職の候補者の氏名等（２人目）

公職の種類等（現職・候補者の別）

公職の候補者の氏名等（３人目）

公職の種類等（現職・候補者の別）

3145号
8.6.29
東京都選挙管理委員会事務局

資金管理団体の指定の期間
から まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
から まで
（※複数の期間がある場合２つめ以降の期間）

2105

100740

（その２）

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

収　入　総　額	6,533,169
（前年からの繰越額）	2,101,909
（本年の収入額）	4,431,260
支　出　総　額	5,729,323
翌年への繰越額	803,846

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金　額	
員　数（党費又は会費を納入した人の数）	

(2) 寄　附		
ア　寄附(イを除く。)の区分	金　額	備　考
(ｱ) 個人からの寄附	4,431,260	
（うち特定寄附）		
(ｲ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ｳ) 政治団体からの寄附	0	
小計　(ｱ) ＋ (ｲ) ＋ (ｳ)	4,431,260	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合　計　（ア ＋ イ）	4,431,260	

（その７）

行番号	(7) 寄附の内訳			寄附者の区分		1.個人	
	寄附者の氏名（団体にあっては、その名称）	金額	年月日	住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）		職業（団体にあっては、代表者の氏名）	備考
				都道府県、郡及び市区町村	町又は字以降		
1	英利　アリフェヤー	3,469,508	R7/12/4	東京都港区	赤坂2-17-10	衆議院議員	
2	英利　アリフェヤー	864,752	R7/12/26	東京都港区	赤坂2-17-10	衆議院議員	
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
	この頁の小計	4,334,260					
	その他の寄附	97,000					
	合計	4,431,260					

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考	
		本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	
1 経常経費			
(1) 人件費	1,555,125	0	
(2) 光熱水費	0	0	
(3) 備品・消耗品費	0	0	
(4) 事務所費	136,518	0	
小計	1,691,643	0	
2 政治活動費			
(1) 組織活動費	91,030	0	
(2) 選挙関係費	0	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費	2,432,650	0	
ア 機関紙誌の発行事業費	0	0	
イ 宣伝事業費	2,432,650	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	0	
エ その他の事業費	0	0	
(4) 調査研究費	0	0	
(5) 寄附・交付金	1,514,000	0	
(6) その他の経費	0	0	
小計	4,037,680	0	
合計	5,729,323		

(その14)

	(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分		4．事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	税理士法人報酬料	24,948	R7/1/31	ふたば税理士法人	神奈川県平塚市松風町1-19	
2	写真代	17,787	R7/12/1	株式会社ラボ東京	新宿区本塩町21ラボ東京ビル	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
	この頁の小計	42,735				
	その他の支出	93,783				
	合計	136,518				

（その15）

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		1．組織活動費	
					旅費交通費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	交通費	69,230	R7/12/1	東日本旅客鉄道株式会社	渋谷区代々木二丁目2番2号	
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
	この頁の小計	69,230				
	その他の支出	21,800				
	合計	91,030				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		4．宣伝事業費	
					広報・印刷代	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
1	ポスター印刷代	497,200	R7/9/25	アドユニバース株式会社	千葉県千葉市中央区新千葉3-1-7	
2	ポスター印刷代	363,000	R7/10/31	アドユニバース株式会社	千葉県千葉市中央区新千葉3-1-7	
3	ビラ印刷代	191,950	R7/12/31	アドユニバース株式会社	千葉県千葉市中央区新千葉3-1-7	
4	動画撮影・編集・SNS運用費	1,380,500	R7/12/26	株式会社ONE	港区南青山7-3-6	
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	2,432,650				
	その他の支出	0				
	合計	2,432,650				

（その15）

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		8．寄附・交付金	
					寄附金	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
1	寄附金	80,000	R7/5/14	自由民主党千葉県支部連合会	千葉県千葉市中央区市場町2-2-13	
2	寄附金	75,000	R7/5/14	自由民主党本部	千代田区永田町1-11-23	
3	寄附金	80,000	R7/6/16	自由民主党千葉県支部連合会	千葉県千葉市中央区市場町2-2-13	
4	寄附金	75,000	R7/6/16	自由民主党本部	千代田区永田町1-11-23	
5	寄附金	80,000	R7/7/10	自由民主党千葉県支部連合会	千葉県千葉市中央区市場町2-2-13	
6	寄附金	75,000	R7/7/10	自由民主党本部	千代田区永田町1-11-23	
7	寄附金	50,000	R7/8/13	志公会	千代田区平河町2-5-5全国旅館会館3F	
8	寄附金	80,000	R7/8/28	自由民主党千葉県支部連合会	千葉県千葉市中央区市場町2-2-13	
9	寄附金	75,000	R7/8/28	自由民主党本部	千代田区永田町1-11-23	
10	寄附金	80,000	R7/9/11	自由民主党千葉県支部連合会	千葉県千葉市中央区市場町2-2-13	
11	寄附金	75,000	R7/9/11	自由民主党本部	千代田区永田町1-11-23	
12	寄附金	50,000	R7/9/16	志公会	千代田区平河町2-5-5全国旅館会館3F	
13	寄附金	50,000	R7/10/14	志公会	千代田区平河町2-5-5全国旅館会館3F	
14	寄附金	80,000	R7/10/17	自由民主党千葉県支部連合会	千葉県千葉市中央区市場町2-2-13	
15	寄附金	75,000	R7/10/17	自由民主党本部	千代田区永田町1-11-23	
	この頁の小計	1,080,000				

(その15)

	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		8．寄附・交付金	
					寄附金	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
16	寄附金	50,000	R7/11/13	志公会	千代田区平河町2-5-5全国旅館会館3F	
17	寄附金	80,000	R7/11/19	自由民主党千葉県支部連合会	千葉県千葉市中央区市場町2-2-13	
18	寄附金	75,000	R7/11/19	自由民主党本部	千代田区永田町1-11-23	
19	寄附金	80,000	R7/12/10	自由民主党千葉県支部連合会	千葉県千葉市中央区市場町2-2-13	
20	寄附金	75,000	R7/12/10	自由民主党本部	千代田区永田町1-11-23	
21	寄附金	50,000	R7/12/15	志公会	千代田区平河町2-5-5全国旅館会館3F	
22						
	この頁の小計	410,000				
	その他の支出	24,000				
	合計	1,514,000				

(その17)

資産等の状況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

（その20）

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

☑　1　領収書等の写し

□　2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和8年　6月　24日

政治団体の名称　えり後援会

会計責任者の氏名　荒川　一郎

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

政治資金監査報告書

令和 8 年 5 月 18 日

えり後援会

代表　英利　アリフェヤー　殿

登録政治資金監査人 井澤有紀人

登　録　番　号　第　5504　号

研修修了年月日　平成30年11月29日

1　監査の概要

（1）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、えり後援会の令和７年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（2）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（3）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（4）この政治資金監査は、えり後援会の主たる事務所において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（1）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

３　業務制限

えり後援会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、えり後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上